

- [2] 上記〔第2〕では、「登記の目的」が「(本件土地の) 所有権移転」となっているが、後記のとおり、本件土地の所有権が、その所有者とされている宗和建物株式会社から魏国珍に売却され、同人にその所有権が移転した事実はない。

その理由については、〔3〕で詳述する。

- [3] 前記〔1〕の〔1〕 東京地裁平成30年(ワ)第39858号 株主総会決議不存在確認請求事件〔原告：大塚万吉、被告：宗和建物株式会社〔同代表取締役：柴垣昭人〕〕についてで、また、その控訴審である東京高裁の判決についてで詳述しているので、これらの主張などを参照されたい。

上記事件（以下「本件」という）については、令和元年7月31日、判決が言い渡されたが、その主文は、以下のとおりであった。

#### 主 文

- 1 被告（宗和建物株式会社）の平成30年2月26日付けの臨時株主総会における、①代表取締役たる取締役である原告（大塚万吉）を解任する決議、②代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する旨の決議及び③被告の本店を東京都港区新橋2丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議がいずれも不存在であることを確認する。
- 2 被告の平成30年10月31日付けの臨時株主総会における、①代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い、②代表取締役たる取締役として柴垣昭人を選任する決議が不存在であることを確認する。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

上記東京地裁判決では、明確に、宗和建物株式会社の上記各臨時株主総会で、①代表取締役たる取締役である原告（大塚万吉）を解任する決議、②代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する旨の決議及び③被告の本店を東京都港区新橋2丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議がいずれも不存在であることを確認する。との判決が下されており、また、宗和建物株